

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月31日認可した。

平成20年4月11日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
香川県内場池土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金中池地区
高松市一宮土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）寺井本町水路地区
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南真行寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高木北地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）男井間9号堰地区
高松市前田土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）引妻地区